

平成 24 年改定に向けた DPC 制度に係る当面の対応について

1. 要旨

- 平成 24 年改定に向けた DPC 制度 (DPC/PDPS) の対応については、平成 23 年 9 月 7 日の中医協総会で了承された検討事項とスケジュールに従い、現在 DPC 評価分科会において検討を進めているところ【平成 23 年 9 月 7 日中医協 総-3-1】。
- 上記の対応の中で、平成 23 年の年明けに実施する具体的な報酬設定作業に必要なデータ等の範囲や入手手順について現時点で明確にした上で作業を継続する必要がある。

2. 具体的な対応手順（審議事項）

(1) 平成 24 年診療報酬改定で使用する退院患者調査データの範囲について

DPC/PDPS の改定対応では、退院患者調査の集計に基づき、診断群分類点数表、医療機関別係数（暫定基礎（調整）係数・機能評価係数 I・II）を見直している。

これらに活用するデータベースの構築には、医療機関からデータ提出を得て、データ・クリーニングや統計処理、その後の係数告示事務手続き等に一定の事務処理期間を要するため、平成 24 年改定については、平成 23 年 9 月末までの退院患者分とすることでどうか。

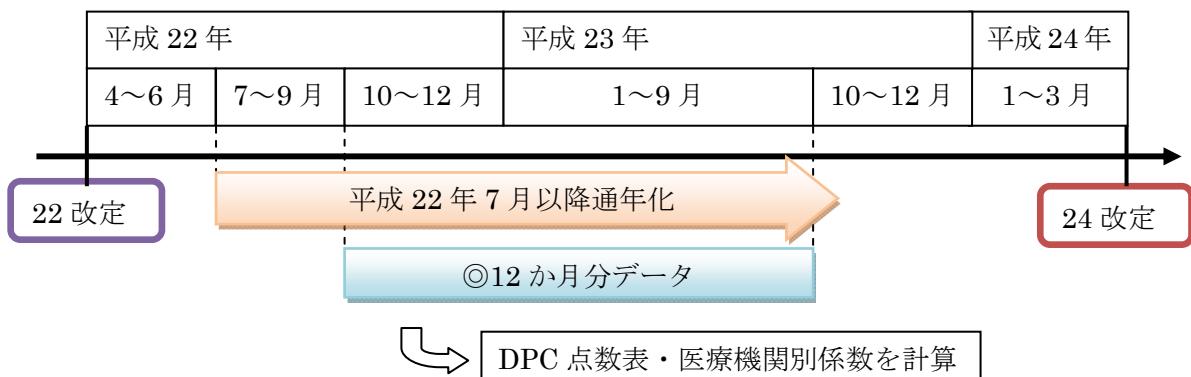
(2) 各施設の医療機関別係数設定に必要な実績等調査（届出）について

① 機能評価係数 II の改定対応については、平成 24 年改定での対応方針 (D-3) を前提とすれば、上記(1)の退院患者調査データに加え、平成 23 年の 12 月末までには各医療機関・各都道府県・各厚生局に実績状況等の照会を行い、回答を得る必要がある。

＜参考＞平成 24 年診療報酬改定で使用する退院患者調査データの範囲

12か月分データ（各年 10月～翌年 9月分）を使用。

[診療報酬改定に適用するデータのイメージ]



② 基礎係数（医療機関群）設定に係る実績調査についても①と同様、平成24年改定での対応方針案（D-3）を踏まえ、最終的な設定案に対応できるよう、各医療機関に対して臨床研修医師数を含む実績等の必要な調査について年内には回答を得る必要がある。このため、DPC評価分科会での項目の検討の進捗を踏まえながら、現時点で確定している項目から順次調査に着手することとしてはどうか。